

**令和 7 年度
障害福祉サービス事業所の運営上の留意事項について**

訪問系サービス事業所に係る説明会（集団指導）

群馬県健康福祉部福祉局 障害政策課

説明内容

1. 令和6年度報酬改定に伴う義務化について
2. 従業者要件・加算制度の見直し等について
3. その他留意事項（変更届出書等の提出について）

1. 令和6年度報酬改定に伴う義務化について

感染症対策の強化に係る取組の義務化

感染症の発生及びまん延防止等に関して、以下の①～③が令和6年4月1日から義務化されました。

①感染症委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底の義務化

- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を指します。（テレビ電話装置等を活用して行うことも可能）
- ・感染症対策委員会の定期的な開催及び、検討結果を従業者に対し、周知徹底をはかることが義務化されました。

②指針の整備の義務化

- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務化されました。
- ・指針には、平常時の対策と、発生時の対応を規定する必要があります。
- ・それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省資料「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。

③定期的な研修・訓練の実施の義務化

- ・従業者に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施と、研修の実施と、研修の内容についての記録が必要となります。

障害者虐待防止の推進

障害者虐待防止措置（令和4年度から義務化）を未実施の事業所等に対して、基本報酬が減算されます。

【虐待防止措置未実施減算】

次の基準を満たしていない場合に、**減算**となります。

- ①虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

情報公表未報告の事業所への対応

障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」が令和6年度から新設されました。

【情報公表未報告減算】

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、**減算**となります。

業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、次の①～③が令和6年4月1日から義務化されました。

①業務継続計画の策定の義務化

②定期的な研修・訓練の実施の義務化

- ・従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練の定期的な実施（年1回以上）が義務化されました。
- ・研修の実施内容についても記録してください。
- ・訓練（シミュレーション）は、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実施する支援の演習等を実施してください。

③業務継続計画の定期的な見直し

- ・業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更してください。

【業務継続計画未策定減算】

以下の基準に適合していない場合、**減算**となります。

- ・業務継続計画を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を構ること

※訪問系サービスにおいて業務継続計画が未策定の場合、当該減算を適用しないとする経過措置は、令和7年3月31日で終了しました。

2. 従業者要件・加算制度の見直し等について

居宅介護サービス提供責任者要件の暫定措置の廃止について

「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」との暫定措置が**令和6年3月31日**で廃止されました。

併せて、「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数30%減算する」措置も廃止となりました。

サービス提供責任者の要件

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・介護職員基礎研修課程修了者
- ・居宅介護従事者養成研修課程修了者

~~・居宅介護職員初任者研修修了者＋実務経験3年~~

令和6年3月31日で暫定措置廃止

同行援護従業者要件の経過措置について

同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置について、令和6年3月31日において同行援護の事業を行う事業所の従業者であった場合に限り、令和9年3月31日まで延長されました。

同行援護従業者の要件

- ・ 同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者
- ・ 居宅介護従業者の要件＋視覚障害実務経験1年
- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院
視覚障害学科修了者等

・ 盲ろう者向け通訳・介助員

令和9年3月31日まで経過措置延長

同行援護サービス提供責任者の資格要件の改正について

令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう見直しが行われました。

同行援護サービス提供責任者の要件の見直し

※今回の見直しで新たに追加になるもの

- ・ 同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了者
- ・ 同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者

行動援護従業者・サービス提供責任者要件の経過措置について

行動援護の従業者・サービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士、実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置が令和9年3月31日まで延長されました。（経過措置終了後廃止）

行動援護従業者の要件

- ・ 行動援護従業者養成研修課程修了者または強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)修了者+知的・精神障害実務経験1年以上

- ・ 居宅介護従業者の要件+知的・精神障害実務経験2年以上

令和9年3月31日まで経過措置延長

行動援護サービス提供責任者の要件

- ・ 行動援護従業者養成研修課程修了者または強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)修了者+知的・精神障害実務経験3年以上

- ・ 居宅介護従業者の要件+知的・精神障害実務経験5年以上

令和9年3月31日まで経過措置延長

特定事業所加算の加算要件の見直しについて

居宅介護、同行援護、行動援護の特定事業所加算の加算要件について、令和6年度に見直しが行われました。

詳細は厚生労働省ホームページに掲載されている「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」で確認してください。

厚生労働省ホームページ 令和6年度障害福祉サービス報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html

3. その他留意事項

変更届出書の提出（指定内容の変更）

指定内容等に変更が生じたときは、10日以内に届出書を提出してください。

＜届出書の提出が必要な事項＞

指定内容を変更するとき

提出時期

変更のあった日から
10日以内

事業所の名称	事業所の平面図・設備
事業所の所在地	事業所の管理者の氏名・住所
設置者の名称	事業所のサービス提供責任者の氏名・住所
主たる事務所の所在地	主たる対象者
代表者の氏名・住所	運営規程
定款・寄付行為等	

廃止・休止・再開届出書等の提出

事業を廃止・休止・再開するときは、1ヶ月前までに届出書を提出してください。

廃止・休止・再開するとき

提出時期

事業を廃止・休止・再開する日の
1ヶ月前まで

※休止・廃止のときは、当該サービスを利用して
いた者が、障害福祉サービスを利用できるよう、
必ず連絡調整やその他の便宜の提供を行ってくだ
さい。

※休止のまま指定更新を行うことはできません。
再開できない場合には、廃止届を提出してくださ
い。

介護給付費等算定等に係る体制等届出書の提出（加算等算定の変更）

指定権者に届出が必要な加算を新たに算定する場合等は、期限までに届出書を提出してください。

新たに算定／算定内容を変更するとき
（算定する単位数が増加するもの）

提出時期

算定を開始する月の
前月の15日まで

加算が算定できなくなるとき

提出時期

算定不可となる事実の発生した日から
速やかに

※加算が算定できなくなる状況が生じた場合は、その事実が発生した日から算定できなくなるので、速やかに届出書を提出すること。

お問い合わせ方法について

緊急時を除き、質問・相談フォームからのお問い合わせに御協力をお願いします。

障害福祉サービス等質問・相談フォーム

<https://forms.office.com/r/NWUKQwDykr>

